**様式第14の４**（第15条の４関係）

火災予防上必要な業務に関する計画書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  松阪地区広域消防組合消防長　様  届出者  住　所  （電話　　　　　　　　　）  氏　名　　　　　　　　　　　　　印  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人の場合は、名称及び代表者）  防火担当者  住　所  （電話　　　　　　　　　）  氏　名　　　　　　　　　　　　　印  別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。 | | | |
| 指定催しの  開催場所 |  | | |
| 指定催しの名称 |  | | |
| 開催期間 | 自　　　　年　　月　　日  至　　　　年　　月　　日 | 開催時間 | 開始　　　時　　　分  終了　　　時　　　分 |
| 一日当たりの  人出予想人員 |  | 露店等の数 |  |
| 使用火気等 | □コンロ等の火を使用する器具　　□ガソリン等の危険物  □その他（　　　　　　　　） | | |
| その他必要事項 |  | | |
| ※　受　　　　付　　　　欄 | | ※　経　　　　過　　　　欄 | |
|  | |  | |

　備考　□印のある欄には、該当の□印にレを付けること。

※印の欄は、記入しないこと。

**火災予防上必要な業務に関する計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **緊急連絡先** | | |
| 役職名 | 氏　　名 | 連絡先（携帯電話） |
| 主催者 |  |  |
| 防火担当者 |  |  |

　（目的及び適用範囲）

第１条　この計画は、松阪地区広域消防組合火災予防条例第４２条の３に基づき、

　　　　　　　　　　　　の催しにおける防火管理業務について必要な事項を定め、火災を予防するとともに、火災からの人命の安全確保及び被害の軽減を図ることを目的とする。

２　この計画に定めた事項については、当催しを主催する者に属する全ての関係者に適用する。

　（実施体制）

第２条　火災予防に関する業務、及び火災発生時の活動は、**別表１**のとおり編成を行う。

　（火気器具等の把握）

第３条　火気器具等の使用や危険物の取扱いの有無や場所、態様を把握するため、主催者が出店を認めた全ての露店等に対し、火気器具等の使用などについて確認し、図面等を作成するとともに関係者に対し周知する。

２　催し当日の火気器具等及び危険物の管理状況を把握するため、防火担当者を中心に、原則として催し開催時間までに、全ての火気器具等の使用や危険物の取扱う場所を巡視し、安全確認するとともに必要に応じ露店等の店主等に対し指導する。

３　催し開催中の安全確認を行うため、防火担当者を中心に適宜巡回を行うとともに、必要に応じ露店等の店主等に対し指導する。

　（客席の配置）

第４条　客席の火災予防上の安全を確保するため、火気器具等を使用し、または危険物を取り扱う露店等と客席との離隔距離を設ける必要があることから、配置図等を作成し関係者に対し周知する。

２　催し当日の露店等と客席の配置状況を把握するため、防火担当者を中心に、原則として催し開催時間までに客席周辺を巡視し、安全確認するとともに必要に応じ露店等の店主等に対し指導する。

３　催し開催中の安全確認を行うため、防火担当者を中心に適宜巡回を行うとともに、必要に応じ露店等の店主等に対し指導する。

　（消防隊等の進入経路）

第５条　火災等が発生した場合に備え、消防隊等の進入経路を確保する必要があることから、図面等を作成し、関係者に周知する。

　　なお、作成する際には、消防機関と調整を図ったうえで作成するものとする。

２　催し当日の消防隊等の進入経路の確保状況を把握するため、防火担当者を中心に、原則として催し開催時間までに会場内を巡視し、進入経路の確保状況を確認するとともに必要に応じ露店等の店主等に対し指導する。

３　催し開催中の進入経路を確認するため、防火担当者を中心に適宜巡回を行うとともに、必要に応じ露店等の店主等に対し指導する。

　（消火器の準備）

第６条　火気器具等の使用や危険物を取り扱う露店等は、原則として消火器（粉末ＡＢＣ10型）を１本以上設置する。

２　消火器の配置状況を把握するため、設置図等を作成し関係者に対し周知する。

３　催し当日の設置状況を把握するため、防火担当者を中心に、原則として催し開催時間までに、火気器具等の使用や危険物を取り扱う露店等を巡視し、設置状況などを確認するとともに必要に応じ露店等の店主等に対し指導する。

（火災予防上の遵守事項）

第７条　火災予防のため、関係者は、次の事項を遵守しなければならない。

⑴　通路には、避難の支障になる物を置かないこと。

⑵　火気器具等及び危険物を使用する周辺は常に整理整頓し、使用する前後に点検を行ない、安全を確認すること。

⑶　火気器具等は、正しく取り扱うこと。

⑷　火気器具等と火気器具等用の燃料容器及び可燃性の物品とは、火災予防上安全な距離を保つこと。

⑸　火気器具等用燃料容器は、直射日光が当たらないよう保管すること。

⑹　火気器具等用の燃料容器は、適切に取り扱うこと。

⑺　火気器具等用の燃料は、適正なものを使用すること。

⑻　喫煙は、指定された場所で行うこと。

⑼　終業時には、火気等の安全を確認すること。

　⑽　催し終了時には、吸殻の後始末を行うこと。

　⑾　その他火災予防上必要な事項を適切に行うこと。

　（地震対応）

第８条　催し中に地震が発生または緊急地震速報等により地震が発生することを知り得た場合には、全ての関係者は、直ちに被害の軽減を図るための対策を講じなければならない。

　（催し終了後の対応）

第９条　催し終了後は、防火担当者を中心に、火災予防上の観点から会場全体を巡視する。

会場配置図　　別添

（火気器具等の場所、危険物の取り扱いの有無及び場所、客席の位置、消防隊等の進入経路、消火器の設置場所を含む。）

附　則

この計画は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで適用する。

**別表１**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当名 | 氏　名 | 任務内容 |
| 防火担当者 |  | ・火災予防全般の指揮、命令、監督等  ・火災発生状況の確認と副防火担当者への必要な指示 |
| 副防火担当者 |  | ・各担当者への必要な指示  ・火災発生状況の確認と防火担当者への報告等 |
| 消火統括員 |  | ・各露店等が行う初期消火の統括  ・副防火担当者への状況報告 |
| 初期消火員 | 各露店の店主 | ・消火器等を使用した火災の初期消火活動  ・火災周辺の火気器具の使用停止とガスボンベやガソリン携行缶等の危険性がある物の除去 |
| 通報連絡員 |  | ・１１９番通報  (火災発生場所・燃えているもの・負傷者等の状況等)  ・副防火担当者への状況報告 |
| 避難誘導員 |  | ・火災を周囲に知らせるとともに安全な場所への観衆の誘導  ・逃げ遅れや負傷者の確認、および応急救護活動  ・消防車両等の誘導  ・副防火担当者への状況報告 |

　　　　　　　　　　　　　　　　会場配置図

凡例（例）

・火気器具等を使用する場所：

・危険物を取り扱う場所：

・消火器の配置場所：

・消防隊等の進入経路：

Ｎ